

令和7年度

婚姻に伴う新生活のスタートを応援します！

土庄町結婚新生活支援事業補助金

土庄町では、結婚して新生活をスタートする新婚世帯に対して、住居費や引越費用、リフォーム費用を補助します。



対象者

次の①～⑦の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ①令和7年1月1日以降に婚姻した夫婦
- ②申請日の夫婦の前年所得の合計額が500万円未満であること。
※貸与型奨学金を返済している方は年間返済額を所得から控除します。
- ③夫婦が土庄町内に居住していること。
- ④婚姻時の夫婦の年齢がともに39歳以下であること。
- ⑤他の公的制度による補助等を受けていないこと。
- ⑥夫婦ともに、過去に結婚に伴う新生活の支援に係る補助金等の交付を受けていないこと。
- ⑦夫婦が町税を滞納していないこと。

対象経費

住居費：物件の購入費、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料
※賃借料（家賃）、土地購入代は対象外

引越費用：引越し業者又は運送業者へ支払ったもの

リフォーム費用：修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

※ただし、令和7年度中に支払った費用が補助金額の上限に満たない場合は、令和8年度中の支払い費用について、上限額満額となるまで、補助を受けることができます。

申請手続きの流れ

①交付申請・実績報告 → 交付決定兼確定通知 → ②交付請求 → 入金

申請期日

令和8年2月27日（金曜）まで

※申請を考えられている方は、
事前に企画財政課にご相談ください。

【申請・問合せ先】土庄町役場 企画財政課

住所：土庄町淵崎甲1400番地2

☎0879-62-7014

✉kikakuzaisei@town.tonosho.lg.jp

補助上限額

夫婦ともに39歳以下

30万円

夫婦ともに29歳以下

60万円

※補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てます。

